

今後の展開方向（基本理念）

- 現行基本法制定後 20 年間の情勢変化と、今後 20 年を見据えた、現行基本法の今後の展開方向を整理。

情勢の変化、課題、展開方向（イメージ）	部会での議論など
<p>1 現行基本法制定時に想定していない、または想定を超えた情勢変化</p> <p>(1) 国際的な情勢の変化と食料供給の不安定化</p> <p>① 世界人口の増加</p> <p>現行基本法制定時の世界人口は約 60 億人であったが、2022 年には 80 億人を突破した。我が国をはじめ多くの先進国では出生率が低下する中で、途上国を中心として人口が急増。</p> <p>人口の増加に対応するように世界の食料供給も増加しているが、農業という自然条件に依存する産業の特性上、豊凶による年ごとの生産のブレがあり、豊作の時には膨大な在庫を抱え、不作の時には価格が急騰。</p> <p>2022 年のウクライナ危機は、小麦等の主要生産国であるウクライナ、ロシアの国際貿易の制限等の動きにより、世界的な不作同様の状況が人為的に作り出されたもの。また、このような不安定さは、経済的に豊かな先進国・新興国、貧しい途上国の配分の問題を背景に、途上国の飢餓など食料安全保障により大きな影響を及ぼしている。</p> <p>② 気候変動による異常気象の頻発による生産の不安定化</p> <p>世界的な食料生産の不安定化を加速させているのが、気候変動によって頻発する異常気象である。</p> <p>地球温暖化の進展により、高温、早魃、大規模な洪水などの異常気象が頻発し、2000 年以降、毎年のように、世界各地で局所的な不作が発生。</p> <p>このような状況の中で、数年ごとに価格の高騰と暴落を繰り返すよ</p>	<p>これまでの基本法検証部会における資料・御意見</p> <p>○ 中国をはじめとする大量輸入国が複数台頭（大きな人口を擁する輸入国の経済成長）。（第 1 回平澤氏追加資料）</p> <p>○ ウクライナ危機に端を発し、食料価格指数は、2022 年 3 月に過去最高を更新。（第 1 回寺川委員資料 P6）</p> <p>○ ウクライナ及びロシアが主要輸出国である小麦（3 割）、トウモロコシ（2 割）、ひまわり油（8 割）などの供給に懸念。（第 1 回寺川委員資料 P6）</p> <p>○ 天然ガス価格の高騰に伴う肥料価格の上昇に加え、穀物主要産地の天候不順も重なり、穀物価格も大幅に上昇。（第 1 回寺川委員資料 P6）</p> <p>○ 気候変動により、高温による品質低下や災害の激甚化に伴う被害が発生。今後 CO2 濃度が増加し続けると、水稻の減収や、果実の栽培適地の変化が予測されている。（第 7 回事務局資料 P40～42）</p> <p>○ 2008 年以降、豊作と高温乾燥等による不作により穀物価格の不安定性</p>

うになり、小麦、大豆、飼料作物等を輸入に依存している我が国として、長期的、安定的な調達計画が立てにくい等の影響を受けつつある。

(2) 食料供給および農業をめぐる国際的な議論の進展

貧困問題の解消や、地球環境の保全などの取組を進め、持続的な社会を形成することに重点を置いた国際的な議論が進み、2015年には、国連サミットにおいて、貧困、飢餓、気候変動など17の目標からなるSDGs（持続可能な開発目標）が採択。このような国際的な議論の動向は農業や食品産業の在り方にも大きな影響。

① 食料安全保障に関する議論の進展

FAOは1996年の食料サミットにおいて、食料安全保障について、「全ての人々が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能である」と定義。FAOの食料安全保障を農業・食料政策の目的とする国も登場している。

② 環境をはじめとする持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論

地球温暖化の防止や生物多様性の保全の議論の中で、農業もメタンの排出や燃料使用によるCO₂排出などの温室効果ガスの排出源であり、また途上国を中心とした食料の増産は生物多様性の喪失につながるという認識が高まり、また一部のプランテーション的農業における奴隷的労働が人権侵害であるという批判も大きくなっている。

このような認識の変化の中で、農業・食品産業の在り方について、化学農薬・化学肥料などの使用量削減、ゼロカーボン、労働者の人権配慮を目指す持続的な農業を基本とすべきという議論が進んでおり、欧州のFarm to Fork戦略など持続可能な農業・食品産業を主流とする議論が進んでいる。

が増している。（第1回事務局資料P6）

○ 農業生産をすることでいいこともあるが、負荷をかけてきた事実もある。「持続可能性」という言葉を使うときには、以前より良いことをしていかなければ生物多様性は失われてしまうので、SDGs ウェディングケーキモデルのように、自然資本と社会資本と経済活動の両立が重要。（第7回三好氏説明）

○ FAOが言っている食料安全保障は、「全ての人がいかなるときにも活動的で健康的な生活に必要な食生活のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」な状態というふうに定義されている。これは現行基本法の目的とも矛盾なく整合するものだが、現在の状況の中で、本当に食料が届いているのかというのを考える必要があるというのが現在の課題。（第3回清原委員説明）

○ 2010年頃から欧州でパームのプランテーションによる森林破壊や児童労働、人権侵害等への批判が高まり、海外事業を多く展開する当社として、不買運動や輸入禁止につながるリスクを考慮し、人権や環境に配慮した持続可能な取組方針や目標を定めたサプライヤー規範を2015年に策定し、対応を推進。（第7回信達氏説明）

○ 日本の温室効果ガス排出量に占める農林水産分野の割合は4.4%だが、メタンは78%が農業分野と高いことから、農業分野での削減に向けた取組が重要。（第7回事務局資料P19～21）

○ 人権デュー・ディリジェンスは、輸入において苦勞されている話があったが、国内においても、農業は、技能実習生の人権配慮にも留意する必要。（第7回真砂委員）

(3) 国際的な経済パワーの変化と日本の経済的地位の低下

① 輸入国としての影響力の低下

現行基本法制定当時、日本は世界第2位の経済大国であり、一人当たりGDPも世界9位と、世界で最も豊かな国の一つ。しかしながら、その後、日本では20年以上にわたるデフレ経済下で、経済成長が著しく鈍化したのに対し、世界的には中国やインドなどいわゆる新興国の経済が急成長した。

その結果、2022年現在、日本のGDPは世界第3位を維持しているが、一人当たりGDPでは世界13位まで低下しており、今後日本の地位はさらに低下することが予想されている。

新興国等において、食料や国内生産のための肥料などの生産資材の需要が増加しており、食料・生産資材の輸入量も急増。その結果、世界最大の食料輸入国は中国となり、中国が食料貿易のプライスメーカーに。

この中で、日本が輸入に大きく依存している穀物、油糧種子、飼料、畜産物、生産資材の買付けをめぐる競争が激化。世界中から好きなだけ食料や生産資材を輸入できる状況ではなくなっている。

② 経済的理由による食品アクセスの問題

日本の経済成長の停滞は、所得の停滞にもつながっている。我が国の世帯当たり平均所得は1997年から2018年の間に約18%減少。また、平均所得金額が減る中で、所得200万円以下の世帯が増えてきている。このような状況の中で、経済的理由により十分な食料を手に入れない者が増加している。

③ 価格形成機能の問題

20年にわたるデフレにより、国内の農産物・食品価格もほとんど上昇しないまま推移している。国民も低価格な食料を求めるようになる中で、安売り競争が常態化し、食品の価格を上げることを忌避す

○ 中国をはじめとする大量輸入国が複数台頭（大きな人口を擁する輸入国の経済成長）。（第1回平澤氏追加資料）（再掲）

○ 各商材の輸入国におけるシェア低下（プレゼンス低下＝買い負けリスクの上昇）（第1回寺川委員資料P2）

○ 世界の大豆輸入の過半を中国が占め、とうもろこしも世界一の輸入国になった。日本は今後、存在感を増す中国の貿易に左右される。（第1回寺川委員資料P5）

○ 輸入牛肉需要は年々強まっており、特に食文化が近く、調達する部位が被っている中国や韓国との買付けをめぐる競争は年々激しくなっている。今後も主要国の輸入牛肉需要は高まる中、安定調達のためには、国からのサポートも必要になる。（第1回寺川委員資料P11）

○ 昨今の日本農業を巡る状況として、国際的な需給ひっ迫、気候変動、新型コロナウイルス、ウクライナ情勢、円安という5つのリスクがある。これまでの固定観念が崩れてきており、買い負けや、そもそも資源等が枯渇してお金があっても買えない状況。輸入も、安かろう悪かろうという対立軸ではなくなってきた。（第1回三輪委員）

○ 2000年代初頭までは、一億総中流社会という意識の下、貧困問題が社会課題として十分認知されていなかったが、それ以降、国内でも貧困率が上昇し、平時においても経済的な理由で十分な食料が確保できない世帯が増加。（第3回米山氏説明）

○ 価格コンシャス志向の生活者が多い日本市場では、低価格が最大の差別化となっている。価格に転嫁しようとせずに、価格を上げて売れなければ、利益を削り、価格を下げて、売上げを確保してきた。その結果として

るフードチェーンが構成された。このような中で、生産コストが増加しても価格を上げることができない問題が深刻になっており、2008年や2021年の食料や生産資材の価格急騰が発生しても製品価格に転嫁できず、事業の継続問題に直結する事態となっている。

(4) 日本の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小

我が国の人口は2009年をピークに減少に転じ、2050年には約1億人程度まで減少すると見込まれるなど世界が経験したことのない人口減少社会に突入していく。さらに、人口構成を見ても2020年には65歳以上が3,600万人に達し、2050年には人口の38%を占めると見込まれるなど、高齢化も加速。

① 国内市場の縮小

人口減少と高齢化により、一人当たり需要及び総需要の両方が減少することが見込まれ、国内の食市場が急速に縮小。また、少子化や高齢化の進展により単身世帯が増えることも見込まれていることから、家庭用の生鮮食品から加工食品や調理済み食品に需要がシフト。このため、家庭用生鮮品の市場がより急速に縮小し、2040年には2015年比で3/4に縮小すると見込まれる。

我が国の農業は、これまでもっぱら国内市場への販売のみを想定し、また、生鮮品志向が強かった。このため、これまでの需要層を想定した農業・食品生産を続けていくこととすれば、農業の経済規模は急速に縮小していくおそれがある。

また、国内市場の急速な縮小は、将来の生産の拡大や投資意欲を削ぐことになる（縮小市場では、追加投資が行われず、現行の人員・設備で事業が継続できなくなれば廃業する「撤退戦略」が取られることが多い）。

② 食料を届ける力の減退

食品流通は約97%をトラック輸送に依存しているが、トラックドライバー不足は深刻化しており、2030年には2015年比で約3割減少

日本は経済発展から取り残され、国力低下をもたらしたのではないかと。理由なき価格転嫁は許されないが、値上げを嫌う日本の企業体質と安さを求める消費者の意識を変える必要。（第2回國分氏資料P8、説明）

○ 30年後には総人口は現在より約2,500万人、生産年齢人口は約2,200万人減少すると予測。各産業において、若年層労働力の奪い合いが起こる可能性がある。（第4回事務局資料P41）

○ 国内マーケット自体は、これから20年ぐらいで、今120兆円ある小売業全体の売り上げが20兆円くらい下がっていく。予測的には非常に pessimistic なところで、今後は海外で小売業の売上が増えるのも非常に限られた地域になってくると思う。（第2回吉田氏）

○ 国内市場が急速に縮小し、持続的な農業の確立が不安定化している。例えば果実については、価格が上昇している中でも、地域の人材や担い手不足等で新規投資が行われず、生産が減少している。（第2回事務局資料P7）

○ 小規模な食品関連事業者の社長は、3～5割程度が70歳以上だが、事業承継について、「今は考えていない」「その意向はない」事業者の割合が5割以上と、国内市場の縮小とともに、継承されない食品企業が増加する見込み。（第2回事務局資料P26）

○ 農業経営体においても、71.1%の経営体が、5年以内の後継者の確保状況について、「確保していない」と回答。（第2回事務局資料P23）

○ もうすぐ2024年、流通業界の大変な変革が間近であり、なるべく近くへの食材供給ということでコストダウンにつなげたり、すぐやらねば

するとの推計もあり、食品の物流に支障が生じる懸念が高まっている。

また、国内市場の縮小は、地域的な影響ももたらした。条件が不利な山間部などで先行して人口減少・高齢化が進んだ結果、このような地域における小売業等への配送が不採算になり、スーパーなどの閉店が進むこととなった。この結果、店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な65歳以上高齢者を指すアクセス困難人口、いわゆる「買い物困難者等」が発生することになった。このような食品アクセスの問題は当初は中山間地などの問題であったが、現在では都市部でも発生し、全国的な問題となっている。

③ 国際的な食市場の拡大

国際的な食市場は拡大傾向にある。特にアジア地域は、世界の経済発展の中心地であり、経済のグローバル化とともに、日本食が広く受け入れられ、日本の農産物や加工食品の需要も高まりつつある。この中で2021年には日本の農林水産物・食品輸出が1兆円を超え、更なる拡大の余地がある。現行基本法は、国民への食料の安定供給という観点から、国内市場を対象とする政策を想定していたが、我が国の農業生産の縮小を回避し、農業の持続的な発展を通じ、食料を安定供給するためにも、国内だけでなく、海外市場も視野に入れた産業にしていく必要がある。

(5) 農業従事者の減少と生産性を高める技術革新の進展

① 農業従事者の急減と経営規模の拡大の進展

我が国の人口減少は、農村部で先行して進展している。農業従事者についても高齢化が著しく進展し、現行基本法制定時に農業生産の主力である基幹的農業従事者も、2022年で123万人と最盛期の半分までに減少。

また、その年齢構成のピークは70歳以上層であり、20年後の2040年の基幹的農業従事者の中心となることが想定される現在の50歳代

ならないことが沢山あると思う。(第7回齋藤委員説明)

○ 食品小売業界では、売上規模の面ではスーパーは停滞する一方、コンビニやドラッグストアは堅調に成長。スーパーの停滞は、家庭内食の減少や食料品購買機会そのものが縮小している可能性。また、高齢者は小売店の立地戦略上取り残されている懸念があり、誰もが身近に食料アクセスできる環境を整えることが重要。(第3回清原委員説明)

○ 当社の2022年度の売上高・店舗数は、2016年度比で国内はともに2倍伸びたが、海外はともに7倍伸びた。国内は競争が激化するため、PB商品の開発強化等による収益性向上を目指し、海外は出店継続による事業規模の拡大を図る方針。輸出は国内の生産環境を守ることに繋がる。(第2回松元氏説明)

○ 日本は輸入超過で、輸出はチャンスを掴めていないというアンバランスな状況。しっかりと農業を営んでいけば、いざというときには輸出用の農産物を国内向けに切り替える、もしくはその農地自体を国内供給のものに切り替えるといったリスク対応ができるため、輸出の位置づけをより高める必要があるかと思う。(第2回三輪委員)

○ 2015年から2020年までの間の経営耕地面積規模別の農業経営体数の増減をみると、北海道では100ha以上の経営体数が増加し、100ha未満の経営体数は減少している。都府県では10haが増減の分岐点となっている。大規模経営体の形成が農地減少の歯止めとなる可能性。(第4回江川氏資料P13, 19)

○ 今後、経営規模の拡大が進展することは明確。中小規模でできるところ

以下層は、全体の約2割の25万人程度にとどまっている。

このような急激な農業従事者の減少の中で、その農地等の受け手となってきたのは比較的規模の大きい農業経営であり、その中心は、農業法人である。現在では、農地を引き受けてきた結果、経営耕地面積20ヘクタール、売上5千万円以上の農業経営が増加しており、このような一経営体当たりの生産面積・売上の拡大の傾向は今後とも続くと考えられる。

② スマート農業・農業DXによる生産性向上

現行基本法制定時以降20年の間に、インターネットや通信網が普及し、ロボット、AI、IoTなどの先端技術やデータを活用したスマート農業の実用化や、農業、食関連産業まで含めたデジタルトランスフォーメーション(DX)など、生産性向上や品質の安定等に資するブレークスルーが発生している。

(6) 農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退

日本の人口は2009年をピークに既に減少に転じており、農村部では、減少傾向が先行している。

そのような中、人口減少により、集落の機能の維持が困難になっており、集落の人口が9戸以下になると伝統行事の開催や用排水路の管理など集落が担ってきた活動が著しく減退することがわかっている。

2050年には、人口9人以下の集落には約30万ha、今後人口減少が進み限界集落に至る可能性が大きい高齢化率50%の集落には約70万haの農地が存在すると見込まれる。

があるならそれでよいと思う。一方、効率的な経営規模になった時点で集積を止めた方がよいのではないかという議論もあったが、そこで集積を止めてしまうと、地域の農地の受け手がいなくなってしまうという地域もあると考えられる。(第4回丸田氏)

- スマート農業市場は、国内外ともに拡大傾向。生産性の向上は実証されつつあるが、初期コスト、ランニングコストがネックとなって導入が進まないという実態もあり、導入コストの低減が課題。(第6回事務局資料P21~24)
- スマート農業実証プロジェクトを通じて、農研機構のノウハウが大変貴重と認識。こうした公的研究機関の知見を活用できる枠組が重要。(第6回成勢氏資料P8)
- スマート農業の研究成果として、出荷と需要の予測というものがあるが、マッチング機能がまだ不足しており、今後の検討課題。(第6回三輪委員)
- 我々のような山間地域の集落は、全国よりもより早く人口減少や高齢化率が進展。これにより、集落社会の維持が困難になり、共同作業等の労働力が減少し、農地の維持管理が厳しくなってくる。また、これまで集落で築いてきた伝統行事。祭りや盆踊りなどの継承が厳しくなっている。(第8回渡部氏説明)
- 人口減少に伴い、農業集落内の戸数が減少し、9戸以下の農業集落の割合が増加。集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率は急激に低下する。今後の人口動態を踏まえると、集落活動の実施率は更に低下し、農業生産を通じた食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ。(第8回事務局資料P14)

2 過去 20 年の情勢変化を踏まえた課題及び今後 20 年を見据えた課題
以上のような情勢の変化により、現行基本法の基本理念が前提としていた前提条件が大きく変わりつつある。

(1) 過去 20 年の情勢変化を踏まえた課題

① 平時における食料安全保障リスク

1990 年代の日本は、世帯当たり所得が最大化した時代であり、国民が豊かであり、所得の格差や貧困の問題が認識されることは比較的少なかった。しかしながら、その後非正規雇用の増加などにより、低所得者層が増加しつつあり、こうした者に食品を提供するフードバンクの取組が日本においても広がりを見せ始めている。一方、我が国のフードバンクは、米国などと比べても歴史が浅く、今後の提供機能の拡大が課題。

トラックドライバー不足が深刻化し、将来的な輸送能力不足が指摘される中、産地から消費地まで農産物を輸送する幹線物流の持続性確保が課題。また、買い物困難者等食品アクセスに困難を抱える国民が全国的に増えつつある。



平時において、食品アクセスに困難を抱える国民が増加傾向にあり、平時から食料を確保し、国民すべてが入手できるようにするという FAO の定義する食料安全保障の問題に、関係省庁が連携して対応する必要がある。

② 食料安定供給に係る輸入リスク

基本法制定当時の食料や生産資材の供給は、何時でも、必要な量だけ、安価に輸入できるという前提に立っていた。

しかしながら、気候変動等による不作の頻発、中国のような食料の

○ 2050 年の農地面積は、コミュニティとしての機能が失われる 9 人以下の集落では 31 万 ha、コミュニティ機能の維持が困難になる可能性の高い高齢化進行集落では 67 万 ha になる予測。(第 8 回事務局資料 P16)

○ 我が国では、2000 年代初頭まで、一億総中流社会という意識の下、貧困問題が社会課題として十分に認知されていなかった。しかしながら、現行基本法制定以降、国内でも貧困率が上昇し、平時においても経済的な理由で十分な食料を確保できない世帯が増加。(第 3 回米山氏説明)

○ 子供がいる 2 人以上世帯が多い地域では、大手スーパーや大規模・中規模店が多いなどの傾向があるが、65 歳以上の高齢単独世帯と小売店の類別の多寡の関係性は見られず、高齢者は小売店の立地戦略の対象とみなされていない、つまり取り残されているという懸念。(第 3 回清原委員説明)

○ 平時と不測時の両方について、基本法にしっかり盛り込んでいく必要。全員に食料が届くことの重要性や社会的弱者へのフォローも含めて、法律に書いていくべきではないか。(第 3 回三輪委員)

○ 食品アクセス困難人口は、一貫して増加傾向。近年、都市部においても顕在化。日本の貧困率は、他の先進国と比較しても高位にあるが、ここ 20 年間で、相対的貧困者の増加がうかがわれる。なお、所得が低い世帯ほど、栄養バランスに配慮した食生活を実践できていない傾向にある。(第 3 回事務局資料 P33, 36, 39, 41, 42)

○ 輸入の安定確保に関する施策は十分か。将来にわたる国際需給の安定に貢献するため、世界の食料生産拡大への協力を行うことは引き続き重要ではないか。特に今後需要が拡大するインドやアフリカ、有望な輸出国

大輸入国が新たに発生する中で、輸入価格が上昇するとともに、安定的な輸入に課題が生じている。



農産物や生産資材の国内生産の拡大に一層取り組むとともに、輸入の安定化や備蓄の有効活用などに取り組む必要。

③ 適切な価格形成と需要に応じた生産

現行基本法においては、過去の価格政策から脱却し、農産物の価格を市場にゆだねることによって、農産物の価格が需給事情や品質の評価を適切に反映して、もって需要に応じた農業生産が行われることを期待。

しかしながら、他品目に比べ農外収入が大きく、兼業主体の生産構造からの転換が進まなかった稲作経営をはじめ、生産側は、その需要に合わせるようシフトできていない。実際には、農産物市場の動向だけで農業者の経営が変更されることはなかった。

また、長期にわたるデフレ経済の中で、価格の安さだけで、競争する食品販売が普遍化し、その結果、価格形成において生産コストが十分考慮されず、長期にわたり農業及び食品産業の市場の成長が阻害されている。



このような反省から、適正な価格形成が行われるよう市場機能の正常化のための政策に取り組むとともに、需要に応じた生産を推進するための政策に取り組む必要。

④ 農業・食品産業における国際的な持続可能性の議論

現行基本法制定以降の20年間で、温室効果ガスの排出増加による

への投資も必要ではないか。(第1回平澤氏資料 P3)

○ 外務省の開発協力大綱改定の委員もしているが、ODA 予算が極端に減っている中で、国益とどう両立するかという議論をしている。しかし、その中に我が国の食料危機の話はあまり触れられていない。ODA を活用して、日本の食料安全保障にどうつなげるかについては語られていなかった。(第3回吉高委員)

○ 基本法制定時と比べて前提条件が大きく変わっていることに留意する必要。現在、輸入が思うに任せず、場合によっては買い負けしてしまう事態が恒常化しつつある。これは、世界の食料需給の構造が基本法制定時より大きく変わったことによるものではないか。(第1回堀切委員)

○ 最終的には賃上げによって給料を増やして需要を喚起することが一番大切ではあるが、まずは国民に食料品のコスト構造について理解してもらうことが重要。そのためには、こういった形で価格が構成されているのかについて十分に理解してもらう必要。(第3回寺川委員)

○ 生産コストが高騰する一方で、農畜産物の価格が伸びず、厳しい農業経営を強いられている。適切な価格形成の実現を意識した「再生産可能な価格」での安定供給を目指すべき。フランスの Egalim 法など、海外の様々な事例も参考に、消費者や流通業者、農業者含めた国民的議論が必要。(第2回中家委員)

○ この20年間の需要量は、コメは一貫して減少する一方、肉類は増加。その中で、一経営体当たりの所得を営農類型別に比較すると、水田作経営は、農外所得や年金収入の割合が高い。水稲作の労働時間の減少も大きく進んでおり、兼業農家の高齢化が進んでも、水稲生産を継続できる状況にあった。(第5回事務局資料 P8, 11)

○ サステナビリティを政策の根本に置くのが世界の潮流なので、今回の

気候変動などの影響が目に見える形で出現するとともに、あらゆる分野で持続性を基本理念とする取組を行うべきという議論が進展。

世界の農業・林業・その他土地利用由来の温室効果ガス排出は世界の排出全体の23%（2007-2016年平均）を占めることから、温室効果ガスの排出削減や土壌・水資源の保全などの観点から、農業の在り方を一層環境と調和の取れたものに変換していく方向が国際的にも主流化。

農業は比較的自然環境と調和性の高い産業であり、現行基本法は、このような農業の持つ食料供給以外の機能を「多面的機能」と定義し、農業の重要性の根拠としてきた。



今後国内外の市場において環境に配慮していない農産物・食品では消費者に選ばれなくなること、諸外国の規制・政策が環境に重点を置くものに移行することが想定されることから、我が国としても、慣行的な農業で十分とせず、環境保全や資源循環に配慮した農業を主流化していく必要。

温室効果ガスの吸収をはじめとするカーボンニュートラル（又はネットゼロCO2）や生物多様性の保全といった農業分野が有する効果についても評価をしながら、民間投資の呼び込みにつなげる必要。

更に持続可能性の観点から、食品産業も、持続可能な方法で生産された原料を使用し、食品ロスを削減する持続可能な産業に転換するとともに、消費者の行動の変化も求められる。

(2) 今後20年を見据えた課題

① 海外市場も視野に入れた農業・食品産業

現行基本法制定当時の日本の食市場は世界有数の大マーケットであり、国内の農業・食品産業事業者だけで供給を賄うことは困難であった。そういう状況のもと、現行基本法は、国内の食料安定供給という観点から、日本のマーケットを対象。

しかしながら、人口減少とともに国内市場は縮小している中で、国内市場のみに拘泥することは、農業・食品産業の成長の阻害要因に。

基本法検証のあらゆる面において考慮されるべきであり、気候変動や生物多様性についても、検証のすべてのベースとして議論すべき内容。（第7回吉高委員）

- 2010年頃から欧州でパームのプランテーションによる森林破壊や児童労働、人権侵害等への批判が高まり、海外事業を多く展開する当社として、不買運動や輸入禁止につながるリスクを考慮し、人権や環境に配慮した持続可能な取組方針や目標を定めたサプライヤー規範を2015年に策定し、対応を推進。（第7回信達氏説明）（再掲）
- SDGsの取組が加速し、企業の人権配慮の動きや、輸入原材料に係る持続可能な国際認証といった議論が拡大。また、食品ロス削減に向けた議論も進展。一方、諸外国では環境やサステナビリティに係る消費者の意識が高まっているが、日本はまだ意識が低調。（第7回事務局資料P30, 31, 33, 34）

- 国内マーケット自体は、これから20年ぐらいで、今120兆円ある小売業全体の売り上げが20兆円くらい下がっていく。予測的には非常にペシミスティックなところで、今後は海外で小売業の売上が増えるのも非常に限られた地域になってくると思う。（第2回吉田氏）（再掲）
- 当社の2022年度の売上高・店舗数は、2016年度比で国内はともに2倍伸びたが、海外はともに7倍伸びた。国内は競争が激化するため、PB商

一方で、輸出は増加しつつあり、今後輸出向けの生産を増やすことで、国内向けの生産減をカバーし、持続的な農業・食品産業を育成することが可能に。



農業・食品産業について国内市場と合わせ海外市場も視野に入れ、成長とリスク分散を可能にする産業に転換する必要がある。

- ② 人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業経営
農業従事者が大幅に減少することが予想される中で、現在よりも相当程度少ない農業経営で国内の食料供給を担う必要が生じてくる。このため、農地の集約化に加え、農業経営の基盤強化が求められる。

一方、それに合わせ、省力化を含めた生産性の向上が不可避であるが、この20年間で普及しつつあるロボット、AI、IoTなど先端技術やデータを活用したスマート農業や新品種を活用し、生産性の向上を図ることを重視する農業生産に転換することが必要となっている。



今後、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことを想定し、農地の集約化に加え、持続的な経営を行うための経営基盤の強化や、限られた資本と労働力で最大限の生産を行うための生産性の向上を図る取組が求められる。

併せて、今後、このようなスマート農業技術、新品種の導入をすることによって、国民に対する食料供給の役割を担うとともに、経営的にも安定した農業経営を育成する必要がある。

- ③ 農村への移住・関係人口の増加、農村コミュニティの維持、農村のインフラ機能の確保

現行基本法は、農業の生産性向上による所得向上とともに、都会か

品の開発強化等による収益性向上を目指し、海外は出店継続による事業規模の拡大を図る方針。輸出は国内の生産環境を守ることに繋がる。

(第2回松元氏説明)(再掲)

- 既に労働力不足は顕在化している。今後、国内の労働人口の減少の中、より一層確保が難しくなることは明白。特に農業の場合は、給与面では他産業に太刀打ちできず、より困難さは増している。よって、農業法人で働くことのインセンティブがあるような仕組みとともに、定年退職者の受け入れ支援、外国人労働者の受け入れなど、多面的な制度の見直しや構築を行う必要。(第4回丸田委員)
- 地元では離農する人が多く、大規模な個人・法人に農地が寄ってきているが、販売価格が低迷する一方、機械や資材コストが上昇しており、担い手は規模拡大に躊躇している。(第4回齋藤委員)
- 平場だけでなく、中山間地域でもスマート農業の普及は進んでいるが、課題は稼働時間と農地の起伏。(第6回井上委員)
- 基幹的農業従事者数は、2000年から20年間で、240万人から136万人に半減。年齢構成を見ると、2010年以降の最多層は70歳以上。この間、法人経営が占める割合が増加。農業法人が、離農した経営体の農地の受け皿となり、大規模化が進展。ただし、農業法人の財務基盤や収益性は、他産業と比べて脆弱。(第4回事務局資料P10, 11, 13, 24, 25)
- 先端技術の進展を背景に、農業分野においても生産性向上に貢献するスマート農業や育種技術の開発等が進展。一方、諸外国ではデータを活用した農業経営が広まりつつあるが、日本における農業経営体のデータの活用は十分進んでいるとは言い難い。(第6回事務局資料P14, 17, 18)
- 人口減少に対する集落の維持発展策として、ふるさと愛の強い担い手・

ら遅れている農村の生活環境面の整備も合わせて行っていくことで、農業者を含めた生活者が農村に居住し、農業生産活動が継続的に行われていくという考えであった。しかしながら、農村の人口は今後急速に減少することが予想され、集落機能が維持されないおそれもある中で、農村における農業生産活動の持続性が問われることとなっている。



このため、地方自治体間の連携の促進、農業以外の産業との連携の強化、農村における生活利便性の向上等により、都市から農村への移住、都市と農村の二地域居住、地域内でのビジネスにおけるイノベーションの創造などによって農村部と関係を持つ、いわゆる関係人口の増加による農村コミュニティの維持が重要。

一方、都市からの移住等は、農村部の人口減少を完全に充足できるわけではなく、農村部の人口が減少することは避けられない。そのような中、農村部において、農業をどういう形でどう維持するのかを考える必要がある。この場合、農村に人がいることを前提にこれまで集落の住民が支えてきた、農村の末端インフラの管理などにどう対応するかを考える必要がある。

3 現行基本法の基本理念見直しの方向

現行基本法の基本理念について以下のような論点の追加及び見直しを行うべきではないか。

(1) 国民一人一人の食料安全保障の確立

食料安全保障の定義を、国民の視点に立って、「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。そのために以下を行う。

リーダー育成、移住者の知識・経験の積極的な活用等の外因的な活力の活用、NPO 法人との積極的な連携に取り組む。(第8回渡部氏説明)

- 地域資源の保全是集落の大切な資産であるという意識を持つことが重要。今後、限られた労働力で地域資源を保管理していく必要があるため、作業を省力化することで、活動時の負担を軽減。(第8回渡部氏説明)
- 農業者の高齢化・減少の中で、農業インフラを維持していくことが難しい状況。今までの農地すべてを今までの作物のまま維持していくことは非現実的になってきている。(第8回三輪委員)
- 現実問題として維持が厳しい中山間地域や集落はたくさんある中で、各地域で守るべき優先順位があるのではないか。そのうえで、10~20年のスパンで計画的にインフラをきれいに閉じていくという考え方も、住民の安全性を守る意味では価値があるのではないか。(第8回山浦委員)
- 1989年以降、社会減と自然減の両方が人口減少の要因となっているが、2009年以降、社会減より自然減が大きくなっている。(第8回事務局資料P10, 11)
- 食料安全保障の観点からの、農業生産活動の維持が不可欠だが、農村問題と一体的に捉えてきた用排水施設などのインフラの維持が重要。特に、水路等の末端施設の維持管理については、集落や農業者等による共同活動で担われているが、非農業者の参画を促進する一方で、農業者、非農業者ともに減少することを踏まえた対策の検討が必要。(第8回事務局資料P40, 47)
- 平時の安定供給は重要。また、需要者側の目線に立った安定供給と食料安保について政策立案を行う視点が大事。また、自給率のみで食料安保を見るのは不十分であり、英国の食料安全保障報告書は参考になる。(第3回大橋委員)
- 平時の食料安保も、基本法に盛り込む必要。その際、国や地方自治体、

生産者、食品関連業者それぞれの取組が目に見える形で進めることが大切。貧困層の問題は、栄養学や医学の面も意識しながら把握する必要。(第3回柚木委員)

- 平時を含む食料安全保障の強化を基本法に明確に位置付けるべき。我が国が置かれている状況を考慮した上で食料安全保障の定義を明記すべき。(第3回中家委員)
- 平時において、安定的な食料確保だけでなく、国民が十分に健康的な食生活を営めるようにするといった視点も大切。(第3回寺川委員)
- 平時と不測時の両方について、基本法にしっかり盛り込んでいく必要がある。全員に食料が届くことの重要性や社会的弱者へのフォローも含めて、法律に書いていくべきではないか。(第3回三輪委員)
- 自給率以外の視点も含めて多角的な見方で見ておかないと、今後対応できない可能性もあるので、(指標については)工夫していった方がよい。(第3回高槻委員)
- 主要な国際会議でも、食料危機は重要なテーマとなっている。食料が平時でも危機状態であるという認識は共通であり、不測時はめったに起こらないが、起こってからでは取り返しがつかない。(第3回吉高委員)

① 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

都市部を含めて、買い物困難者等の解消や、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支援するフードバンクの活動の強化のため、地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制を整え、食品への良好なアクセスを確保すること。

- 消費者にいかに食料を届けていくか。その基盤を整えていくことが必要。フードシステム全体を捉えて議論していかないと、国民への食料の安定供給という目標は達成できない。(第1回清原委員)
- 世帯人数の減少や生活の多様化、格差や貧困の問題が出てきている。さらに、産地の苦労や農業現場の実態について、知る機会が少なく、産地が遠い印象。議論を発信し、多くの消費者に関心をもってもらうことに意味がある。(第1回二村委員)
- 児童扶養手当や生活保護の一部を、国産農畜産物の購入に用途を限定し支給してはどうか。また、米国のフードスタンプを参考に、日本版の検討をしてはどうか。(第3回中家委員)
- 食料品アクセス問題は、原因が様々で非常に難しい問題。フードスタンプは1つの解決策だが、市場からの買い上げによって、市場を歪めない

② 食料の安定供給のための総合的な取組

食料の安定供給については、国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用なども一層重視すること。

か。(第3回瀬委員)

- フードバンクやこども食堂の取組は非常に大切な活動と考えており、これらの取組を実施しやすくするための環境整備が重要。(第3回二村委員)
- 米山氏からフードバンクの組織基盤の脆弱さについて指摘があったが、組織基盤の強化には公的サポートを行うことが重要。(第3回井上委員)
- NPOや支援団体のイメージアップや、これらを支援する動きが国にあってもよいのではないか。(第3回山浦委員)
- フードスタンプは、既存の社会保障制度を代替するとなると、ますます生活に困窮する方もいるかもしれず、慎重な議論が必要。(第3回米山氏)

- 基本法制定当時と大きく情勢が変わり、国際的に食料や生産資材の争奪戦になっている。安い農畜産物や生産資材がいくらでも買える時代ではないという前提に立って議論すべき。可能な限り自国で生産し、輸入を減らすことが大切。(第1回中家委員)
- 輸入依存のリスクの高さについて改めて実感するとともに、地域の農業生産力の強化が必要と感じた。(第1回茂原委員)
- 基本法制定時には想定していなかった構造的な変化が起きていることを踏まえ、輸入の安定を図っていくことの重要性を位置づけるべき。(第1回・9回堀切委員)
- 輸入リスクについては、国産の定義をずらして考えることはできないか。例えば、海外で、日本向け専用生産して持ってくる、ということはいできないか。(第1回山浦委員)
- 90年代、冷戦が終わりWTO体制に入って、状況は大きく変わったが、日本は常に輸入リスクに接しながら対応してきた。これまでもアジャストしてきたが、ここにきて更なる転機が訪れたということ。これまでの対応過程の振り返りをお願いしたい。(第1回中嶋委員)
- 不測時の対応として、全ての不測時を予測することはできないが、首都圏直下型地震や重要な食料輸入国からの輸入が止まった場合など起こり

うる不測時のケースを想定し、それぞれの不測時に何ができるかを平時のときからあらかじめ考えておくべき。(第3回高槻委員)

- 食料の安定供給は重要な政策目標であり、これを目的の基本として、その政策目標に対応する政策ツールとして備蓄を位置づける必要。その前提として、国内農業生産の増大を位置づける必要。(第9回大橋委員)
- 備蓄は食料安全保障の要であり、昨今の国際情勢下において一層重要な課題。(第9回茂原委員)
- 「総合的な備蓄の考え方」にある「国内の生産余力」について、いつでも必要な作物が作れるような農地の状態を広く確保していく等、農地利用の観点も含めて考えていく必要。(第9回柚木委員)
- 備蓄の強化は必要だが、過剰にならないよう、情勢を踏まえた適切な備蓄量の調整、備蓄を無駄にしないような用途の確保や、備蓄の強化に要するコストについての国民への分かりやすい説明が必要。(第9回二村委員)
- 備蓄については、いずれにせよコストがかかるということについて、国民を含めた理解が得られなければ難しい。(第9回寺川委員)
- 備蓄について、現在、ESGを踏まえ、多くの食品工業が健康食品へシフトするなど、食のスタイルや需要が変わってきており、将来の姿からバックキャストして食料の総合備蓄を考えるべきではないか。肥料については、サプライチェーン危機の観点から、海外に頼らない政策を考えるべき。(第9回吉高委員)

③ 海外市場も視野に入れた産業への転換

人口が減少し、国内市場が縮小する中で、農業及び食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換すること。

- 輸出が日本農業に重要という前提に若干違和感。自給率が低い日本が輸出を目指す意味が今ひとつわからなかった。輸出は目的ではなく、日本農業の体力を強化する一つの手段であることを前提に議論を進めるべき。(第2回合瀬委員)
- 輸出を促進するだけで、国内への安定供給のためになすことを代替できると考えるべきではない。(第2回清原委員)
- 生き残る1つの方法として輸出も必要であると思うが、小さな農業者も含めた多くの農業者が輸出を目指していくのは少し難しい。(第2回茂

原委員)

- 輸出は今後不可欠になるが、輸出が農業者の所得向上につながるか。生産基盤強化のための輸出を位置づけることが必要。(第2回中家委員)
- 輸出が国内の生産基盤を毀損するかという点については、国内市場だけで保護して成長したケースは事例として聞いたことがない。輸出振興の中で、国内・海外を一体として捉えつつ、生産基盤が充実したというケースが多い。(第2回大橋委員)
- 農業者の1つの販売ルートとして、海外への供給もこれからの農業を支える上での一つの力になるのではないか。国内の需要を満たした上での前提になるかと思うが、取り扱う方針で進めていただきたい。(第2回齋藤委員)
- 今後、国内マーケットが縮小する中で、海外に市場を求めるのは自然な流れ。一方で、品質の担保、レギュレーションへの対応も必要。(第2回山浦委員)
- フランスやイタリアは輸入国であると同時に輸出国だが、日本は輸入超過なのに輸出できていないのはアンバランス。いざというときには輸出用の農産物を国内向けに切り替えられるので、輸出の位置づけを高める必要。(第2回三輪委員)
- マーケットインの発想で、需要に見合った新しい品種開発をするのも大切。輸出を広げるためにフードバリューチェーンを拡大し、そこに日本を組み込んでいくことが必要。その際、日本式コンビニの広がりを意識しつつ、物流や製造にも視野を広げることが重要。(第2回高槻委員)
- 輸出の盛り上がり小さな産地にもわかりやすく伝えるということが大切。優良な先進事例を作った生産者が独り勝ちするのではなく、地域を取りまとめながら横展開をさせていくことが必要と感じた。(第2回井上委員)
- 輸出は、食料安保の観点から重要な課題だが、コメの生産調整との整合性が気になる。コメの価格を高く維持することと、輸出振興は矛盾する政策の組み合わせではないか。(第2回真砂委員)
- 今後海外に目を向けていく上では、高付加価値化が必要であり、地理的表示保護制度や、みどりの食料システムにあるような環境配慮が、差別化

④ 適切な価格形成に向けたフードシステムの構築

消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能なフードシステムを構築し、市場における適切な価格形成を実現する。

として有効。(第2回香坂委員)

- フードシステム全体をとらえて議論する必要。消費者がその実状を知ることが大切。価格については、様々な側面から議論していくべき。(第1回清原委員)
- 公正な価格形成が重要であり、Egalim 法を参考に、食品を適正に取引できる環境を整えるべき。(第2回清原委員)
- 価格形成については、安さだけが経営戦略の中心ということで、日本の消費者物価指数はこの30年殆ど変わっていない。この結果、さらに商品を良くして再生産していく力を、日本の農業や食品製造業は失ってきたのではないか。安いものは一時的に消費者に受け入れられるが、長い目で見たときには拡大・再生産ができない、あるいは、より良質のものへの生産ができなくなるということに繋がっているのではないか。(第2回堀切委員)
- Egalim 法についてはそのまま日本には持ってこられないと思う。日本の競争政策を勉強しつつ、どのように日本に適用できるのかをしっかりと考えていきたい。(第2回大橋委員)
- 適正な価格設定については、消費者の購買力や、賃上げを含む日本経済全体の問題にも関わるものであるため、農業分野だけでどこまでできるか難しいが、努力は重要。その際、独禁法との関係整理は重要な課題。(第2回真砂委員)
- 流通側は、集客して売るのが基本であり、市場経済の中で価格をコントロールするのは難しい。まずは国民にコスト構造について理解してもらうことが重要。そのためには、こういった形で価格が構成されているのか十分に理解してもらう必要。(第3回寺川委員)
- 生産コストが高騰している一方で、農畜産物価格が伸びず、非常に厳しい農業経営を強いられている。再生産可能な価格での安定供給を目指すべき。フランスのEgalim 法など、海外の様々な事例も参考に、消費者や流通業者、農業者含めた国民的議論が必要。(第2回中家委員)
- 現行法では、価格を市場に任せてきたということだが、それが本当に再

(2) 環境負荷の低減を図る持続可能な農業・食品産業への転換

気候変動・海外の環境規制に対応しつつ、将来にわたって食料を安定的・持続的に供給できるよう、より環境負荷の低減に貢献する農業・食品産業への転換を目指す。

生産可能な適正な価格だったのか、持続可能性と両立していたかということも、改めて検証する必要がある。(第5回中家委員)

○ 国産農産物の供給については、品質や食味だけでなく、食品産業の立場からは加工特性や機能性が良いものといった、マーケットインの視点を重視すること。(第9回堀切委員)

○ 環境関連では、TNFD が動き出している。こういった情報の開示に対応できなければ、国際的食料の確保は難しくなってくる。このような枠組みのように価値の見える化は重要であり、食料システムにおいては価値の見える化がされていないのではないか。(第3回吉高委員)

○ サステナビリティを政策の根本に置くのが世界の潮流なので、今回の基本法検証のあらゆる面において考慮されるべき。気候変動と生物多様性も同様に、検証のすべてのベースとして議論すべき。(第7回吉高委員)

○ 環境対策に関しては、90年代は各国独自の対策を取るスタンスだったが、今は国際標準的な対応を求められるという考えに移っており、この流れを踏まえて検討すべき。(第7回中嶋委員)

○ みどりの食料システム戦略が定められた今、我々農業者はこの内容を熟知し、可能な限り生産活動を変えていかないと、生産そのものができなくなるという危機感を抱いている。(第7回齋藤委員)

○ 現在の政策では、環境の負荷削減対策が、農業生産段階に偏っており、食品製造業や流通・小売など、食に関わるトータルな範囲での対策が必要。また、特定の生産物を差別化する戦略のみではなく、幅広い生産者が一般的に環境に配慮した農産物の生産に取り組める施策を検討すべき。(第7回清原委員)

○ 生物多様性枠組条約の締約国会議での農薬等の化学的リスクの低減のターゲットや、補助金等のインセンティブのデザインについて、今後国内外でも議論を進めていく必要。みどり戦略の実現に向けた役所の本気度が問われる。(第7回香坂委員)

○ みどり戦略の KPI に食品産業としても対応が必要だが、商慣習の見直しなどを進めるには、食品製造・流通などステークホルダーが問題意識を

共有して連携して対応していくことが必要。(第7回堀切委員)

- 持続可能なフードサプライチェーンを維持するにはコスト要因となることを消費者に伝え、理解を醸成していく必要。(第7回堀切委員)
- 農業が環境に良いという面だけが消費者に示されているが、消費者の理解を得るためには、農業が環境に負荷を与えている面があることも示す必要。環境負荷低減に係るコストを社会全体で負担する仕組みを考えた方がよい。(第7回二村委員)
- 農業の持続可能性の見える化について、消費者理解が重要。学校教育や学校給食と連動した取組が重要。環境に配慮した生産と、食料安定供給のための増産は、相反する側面も持つが、地球環境に配慮しつつ地域資源を活用することが、持続可能な農業にとって必要。(第7回上岡委員)
- バイオマス燃料については、農家が食料供給に加えてエネルギー生産にも役割を果たすことで、海外に流出している所得を農家の所得にすることができるので、発想の転換が必要。そうすることで、食料供給を超えて農業が果たす役割が広がり、自律的な農業経営を行っていく素地も出来る。(第7回大橋委員)
- 多くの消費者にとって、持続可能性が関係ない事項になっている。広報や教育現場での取組が重要。(第7回井上委員)
- 気候変動が、すでに農家経済に悪影響を及ぼしている。みどり戦略を農業者にも伝えて推進していただきたい。(第7回齋藤委員)
- 持続可能な農業の確立はまさに現行基本法のテーマ。農地や森林、農村、過疎問題など、広い領域を考慮する必要。(第7回高槻委員)
- 日本の消費者の意識の低さに愕然とした。基本法に消費者の役割を書き加えたのにもかかわらず、こうなったことを考える必要。(第7回合瀬委員)

(3) 人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業経営

今後、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定され、農地の集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業技術、新品種の導入を始めとして生産性を向上することによって、

- 営農に魅力を感じてもらうには儲かる仕事にする必要があるが、そのためには農地取得の負担の軽減や自動化・機械化等による効率的な営農方法を推進すべき。長期的視点に立てば、学童の農業体験プログラムは有効。また企業と連携した第二就職者や定年退職者の就農拡大や、外国人労

農業の持続的な発展を図り、安定的な食料供給を確保する。

働者の環境整備は重要。(第4回寺川委員)

- 若者の価値観やライフスタイルを考慮すると、今後法人形態は有力な形態。一方、地域や農地条件によっては合わない場合もある。多様な担い手に対しては多様な支援が必要だが、行政政策では難があり、そこはまさに農業団体の役割として多様で柔軟なサポート役を期待。(第4回二村委員)
- 担い手を大規模化するのは重要だが、大規模化した担い手が経営不振になると、地域全体に影響が出るリスクもある。生産物が適正な価格で取引されることが、法人経営だけでなく個人経営にとっても重要。品目や地域によって最も効率的になる経営体の姿は異なる。地域に合った多様な担い手を維持できるようにする必要。(第4回清原委員)
- 法人経営の基盤強化は大切だが、法人の経営継続が困難となった際に、地域の中での相互補完をどうしていくかも想定しておく必要。また集落営農の継続性の在り方についても検討すべき。(第4回柚木委員)
- 若者が夢をもって農業に取り組むには、法人経営が有効であり、法人が存在しない地域では、法人を育成することが必要。他方で、半農半Xや二拠点居住、関係人口といった方々は、個人経営が担う部分であり、両者とも大切であり、それぞれの役割を明確にする必要。(第4回三輪委員)
- 人材確保の観点でも儲かる農業への転換が重要。一方、農地集積が難しい地域では、中小規模農家が持続可能な経営を続けられることも重要であり、リタイア世代や女性経営者、農福連携など、多様な担い手を想定することが重要。(第4回上岡委員)
- 70歳以上が最も高いという年齢構成は、他産業では見られない危機的な状況。(第4回大橋委員)
- 現行基本法上、認定農業者が重要な役割を果たしているが、担い手に偏った書きぶりになっていないか。人口減少・高齢化が進む中で、担い手のみでは生産の大宗を担えない。多様な経営体の位置づけ・役割及びその育成・確保を明確にすべき。(第4回中家委員)
- 大規模化や法人化といった効率化と同様、自給的農家や小規模農家の生産意欲を高めることも必要。(第4回茂原委員)
- 地元では離農する人が多く、大規模な個人・法人に農地が寄ってきてい

るが、販売価格が低迷する一方、機械や資材コストが上昇しており、担い手は規模拡大に躊躇している。(第4回齋藤委員)

- 担い手の減少に対して技術による解決は有効だが、農業は1年単位でのサイクルであり、技術開発にも時間を要するので、リスクマネーにも長い期間が必要。(第4回高槻委員)
- 日本の農業が若者や外国人から選ばれるために、法人の位置づけについて議論することは重要。議論に当たっては、儲かる農業、グリーン、SDGs、労働安全といった観点が重要。(第4回香坂委員)
- 個人農家としては、補助金などの支援はありがたいが、それによって、農家が成長せざるを得ないという機会を阻害している面もあると思う。また、外国人材は今の農業現場には必要不可欠である一方、彼らがいるから人材確保に向けた努力を怠ってきたとも言える。このように、本当の意味での目的は、人材なのか農地なのか食料なのかを明確にしていくべき。(第4回山浦委員)
- 活力ある産業にするためには、多様な人が多様なアイデアを持って参入してくる環境が必要。農業には農地という制限があり、新しく参入しづらい状況にある。多様な人がチャレンジできる環境整備や、農地について、誰もが使えるようにしていくことは不可欠。(第4回合瀬委員)
- 後継者不足については、農業に限らずどの分野でも重要な課題。農業の場合は、工業式農業経営として、これから機械化・効率化をますます進めていけるため、分野としては恵まれているのではないか。(第2回真砂委員)
- 農業の生産性の向上にさらに目を向けるべき。農業への参入障壁が高いことが民間企業の農業への関わりを薄めているのではないか。民間の投資インセンティブを国がいかに高めていけるかも重要。スマート技術は人を代替するのではなく、補完するという観点が大切。スマート農業によって若手にとって農業が魅力あるものになり、農業経営体数や耕作地面積の減少傾向を転換させるという視点もあるのではないか。(第6回大橋委員)
- 生産性については、従来から言われている生産性ではなく、サステナビリティのような観点も踏まえた新しい定義の生産性が重要となっていく

(4) 農村への移住・関係人口の増加、農村コミュニティの維持、農村のインフラ機能の確保

地方自治体間の連携の促進、農業以外の産業との連携の強化、農村における生活利便性の向上等を通じて、都市から農村への移住、都市と農

のではないか。(第6回高槻委員)

- 土地生産性を向上させるには規模拡大が大前提であり、そのうえで、スマート農業が役に立つのではないか。(第6回堀切委員)
- IT やスマート農業を活用する場合、平地と中山間地では条件が異なることを踏まえ、立地ごとのモデルを作るべきだし、コンソーシアムなど体制づくりが重要。(第6回寺川委員)
- スマート農業は担い手の減少を補うためにも必要だが、平場だけでなく、中山間地域でこそ効果は発揮されるべきであり、設備や技術の導入に対する支援を厚くすべき。その際には農業支援サービス事業体の育成が鍵になる。(第6回茂原委員)
- スマート農業の推進は農業界全体で考えるべき。平場だけでなく、中山間地域でもスマート農業の普及は進んでいる。(第6回井上委員)
- スマート農業やデジタル化、データ利活用など、技術革新や品種改良について積極的な打ち出しをお願いしたい。(第6回中家委員)
- 単収の向上は食料安全保障上大切。コメについては減反ありきで単収の向上が進まなかったが、これからは発想を逆転して、単収向上の品種改良を最優先し、それを踏まえた上で農政について検討していく必要。(第6回真砂委員)
- スマート農業の導入においてはコスト削減が課題であり、経営規模に応じた段階的なスマート技術の導入や技術開発、費用対効果の検証が重要。また、導入の際の経営アドバイザーといった人材育成も必要となる。(第6回上岡委員)
- 水田で稲作からニーズのある作物への転換、小麦や大豆等の国産化には、水田の汎用化、大区画化をさらに強化する必要。(第5回柚木委員)
- スマート農業機械の導入に当たり、大区画ほ場でないと効果が得られない。(第6回齋藤委員)

- 地方活性化のためには、課題を解決するビジネスを作り続けることが重要であり、地方都市においてヒト・モノ・カネを集約して一つのモデル

村の二地域居住、地域内でのビジネスにおけるイノベーションの創造などによって農村部と関係を持つ、いわゆる関係人口の増加を実現することで農村のコミュニティ機能を維持する。また、人口減少により農村としての機能が低下した地域においても農業生産活動を維持するための生産基盤の維持管理を図る。

を作ることが求められる。(第8回山中氏説明)

- 集落の持続的発展を目指す上で、文化等を次世代に継承していくことが責務と捉え、農家・非農家の区別なく、集落一体となって地域資源を保全管理していく必要。人口減少に対する維持発展策としては、ふるさと愛の強い担い手・リーダーの育成、移住者の知識・経験の積極的な活用等が重要。(第8回渡部氏説明)
- 農業インフラの維持は農業生産の基盤。また、直接支払制度の拡充は条件不利地域の農業を維持していく上で重要だが、農村に人々が住み続けられるようにするためには、農村施策の総合的な展開がこれまで以上に必要。(第8回茂原委員)
- 現行基本法に位置付けられていない農地や水の管理の共同活動によって社会全体が恩恵を受けているということをどのように法律上位置づけていくかを部会で議論すべき。人が暮らしやすい農村にしていくことが重要であり、近隣の都市機能とパッケージで考えるべき。(第8回清原委員)
- 農村部の人口減少は、平野部でも進んでいる。辞めた分の農地の維持管理は、大規模農業法人が担っている。点在する農地を1法人ですべて維持管理するのは、雇用確保の課題もある中、本当に大変。(第8回齋藤委員)
- 人口減少社会の中で、全てのものをこれまで通り維持するのは難しい。地域がどう判断して、守るのかやめるのかを、地域の話し合いで決めていくべき。(第8回合瀬委員)
- 中山間地域の有機農業者及び生活者の立場として、中山間の農業生産者、住居、生活インフラについては、選択と集中が必要ではないかと感じている。慎重な対応が必要かもしれないが、このままでは集落の維持は難しいと感じている。農村で生活して事業を行うには地域集落の方との相互理解は必須。長い時間をかけて調整することと、地域住民と移住者との間に入る仲介者の役割も重要。(第8回井上委員)
- 不在村の農地所有者との関係を再構築していく必要があり、インフラ全体の整備のためにも、そのようなかかわりづくりを促す施策を今後構築することが大事。これからの農村振興において環境対策も無視できない。条件不利地域でも環境負荷を与えない農業生産を行うなど、環境の観

- 点からも農村振興を検討していく必要。(第8回柚木委員)
- 今後人口が減り、生産年齢人口は減っていく。バラバラに住んで教育や医療のサービスを提供できるのかという問題がある。居住地と農地が離れていても良いのか、つまり都市部から離れた農地は全部守る必要があるのかということについて緊張感のある議論が必要。(第8回真砂委員)
 - 様々な観点から多面的に関係人口を増やしていくことで、農業・農村の重要性について国民の理解醸成につなげることが重要。(第8回上岡委員)
 - 移住や定住者を増やしていくとともに、関係人口なども含め総合的に施策を拡充し、多様な農業・農村の担い手を確保する必要。用排水施設の管理は重要な問題。自治体の仕事なのか国民負担なのか、議論が必要。(第8回茂原委員)
 - 農村部への移住や就業機会の拡大に関する施策自体は理解するが、人口減少下で本当に成果があげられるかは疑問。(第8回寺川委員)
 - 将来の食料消費者であり、SDGs ネイティブである若い世代に、農村の現状や課題を正しく知ってもらうことが、農業の活性化や価格転嫁等の課題解決に導く重要な鍵となる。(第8回吉高委員)
 - 関係人口の創出の仕掛けづくりに「食」が有力な武器になる。他省庁を含め様々な施策があるが、もっと「食」を前面に出すべき。(第8回高槻委員)
 - 水路の維持管理などの農家・非農家がやらなければならない様々な複数のタスクについて、DXによって横串を指して見える化することは有効。(第8回香坂委員)
 - 田舎の小さな集落に住む実体験として、地域の高齢者は子供たちを大切にしてくれる。こういった情報を都市部の方々に発信することも大切。(第8回山浦委員)
 - 議論の中では、これまで想像していなかった農村の変化を提示いただいたが、これをあるがままに受け止めて政策を展開するのか、それともさらに農村を変えていくような政策を組み入れていくのかは、今後の議論に与えられた課題と考える。(第8回中嶋委員)